

監査報告書

平成 30年 5月 14日

公益財団法人新潟県国際交流協会
理事長 中山輝也様

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度における新潟県国際交流協会の業務及び財産の状況について監査しましたので、その方法及び結果について、次のとおり報告します。

公益財団法人新潟県国際交流協会

監事 佐々木、一

監事 中村雅枝子

1 監査の方法及びその内容

当該事業年度に係る事業報告及び会計書類について、理事及び事務局等から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況と共に、当該事業年度に係る決算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支計算書）の正確性を検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告は、法令及び定款に従い、協会の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支計算書）は、協会の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。